

京都市告示第456号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、農業用水路等を廃止しましたので、同条例第3条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和4年11月11日

京都市長 門川 大作

(廃止する農業用水路等)

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	音羽水0022号	山科区音羽前田町40番地の4地先 山科区音羽前田町2番地の1地先	
2	音羽水0023号		
3	音羽水0025号		
4	音羽水0026号	山科区音羽前田町40番地の1地先 山科区音羽前田町2番地の1地先	

(産業観光局農林振興室農林企画課)